

## 資格情報通知書について

資格情報通知書は、マイナンバーと健康保険情報の登録が完了したことのお知らせを目的として、ご自身の資格情報を簡易に把握いただけるよう、新たに加入された組合員及び被扶養者の方全員に送付するものです。

通知書の内容を必ずご確認のうえ、大切に保管してください。

### 1 「資格情報通知書」の利用方法について

マイナ保険証(健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカード。以下同じ。)をお持ちの方が、医療機関等でマイナ保険証やカードリーダーの不具合でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合で、スマートフォンを所有しておらず、マイナポータル<sup>※</sup>の資格情報画面や端末に保存した資格情報のPDFを提示できない場合等に、**「資格情報通知書」をマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで、受診することができます。**

**「資格情報通知書」のみでは医療機関等を受診することができませんので、ご注意ください。**

### 2 マイナ保険証の利用登録について

マイナ保険証は、医療機関等において、直近の資格情報等を確認することができるとともに、医療情報の共有化により、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となりますので、**マイナ保険証の登録が完了されていない方は、**マイナンバーカードの交付を受け、保険証利用登録の申し込みを行ってください。(既にマイナンバーカードを持っている方も利用登録は必要です。)

また、マイナ保険証の登録後は、スマートフォン等からマイナポータルにログインすることで、ご自身の最新の資格情報等を確認することができます。

\*確認方法は、マイナポータルをご参照ください。

3章マイナポータルを使う>わたしの情報>04 健康保険証情報を確認する  
(<https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html>)

